

平成 20 年 8 月 28 日

お客様および関係者各位

袋井ガス株式会社

内管工事費の不適切な運用について

弊社は、ガス事業法に基づく一般ガス供給約款（以下、「供給約款」と言います。）の規定に拠らずに内管工事費を受領していた事実があることが判明し、平成 20 年 8 月 11 日経済産業省 関東経済産業局長から、厳重注意を受けました。弊社はこの厳重注意につきまして、是正措置および再発防止策を策定し平成 20 年 8 月 25 日付で当局へ報告書を提出いたしました。

弊社といたしましては、この事態を厳粛に受け止め、今後このようなことが起きないよう企業倫理の向上など再発防止に取り組んでまいります。

1. 内管工事費の不適切な運用の内容と原因

(1) 内 容

お客様にご負担いただくお客様の敷地内の内管工事費において、本来ならば弊社の定める内管工事単価表に従い請求すべきところを不適切（過小）に請求していたものです。

(2) 原 因

本件の多くが見積工事費と実工事費の差異を精算しないで見積工事費（過小）で請求したのですが、他エネルギー事業者との受注競争上値引きを行なった例もありました。

2. 今後の対応

本来請求すべき金額よりも過小に請求した内管工事費につきましては、お客様に対し改めてのご請求はいたしません。

3. 再発防止措置

内管工事費につきましては、供給約款の規定に則った運用を徹底するとともに、チェック機能の強化を図ります。さらに、社内における企業倫理・規範意識の向上を図るため定期的な教育を行ないます。

4. 本件についてのお問い合わせ先

業務グループ

Tel 0538-42-8410

以上